

電気自動車を活用した
持続可能なまちづくりに関する連携協定

上 田 市
日 産 自 動 車 株 式 会 社
長 野 日 産 自 動 車 株 式 会 社
日 産 プ リ ン ス 長 野 販 売 株 式 会 社

電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定

上田市（以下「甲」という。）と日産自動車株式会社（以下「乙」という。）と長野日産自動車株式会社（以下「丙 1」という。）と日産プリンス長野販売株式会社（以下「丙 2」といい、丙 1 と総称して以下「丙」という。）は、電気自動車を活用した持続可能なまちづくりの実現及び上田市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）の対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、電気自動車の普及啓発を進めるとともに、上田市における持続可能なまちづくりの実現に向けた温室効果ガスの排出削減や、自助力、共助力、公助力向上を図るための災害対策強化等、地域課題の解決に向けて相互に連携して取り組むことを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項において連携するものとする。

- (1) 電気自動車の普及促進、利活用に関すること。
- (2) サステナブルツーリズムに関すること。
- (3) 防災・災害対策に関すること。
- (4) その他、甲、乙及び丙が協議し必要と認めること。

（電気自動車の普及促進）

第 3 条 甲は、上田市の持続可能なまちづくりの実現に向け、温室効果ガスの排出削減対策として電気自動車の積極的な導入や上田市内の電気自動車普及に向けた諸施策を実施するものとする。

（広報活動、イベント等への協力）

第 4 条 乙及び丙は、第 2 条第 1 号に規定する連携事項に関連して、甲が主催するイベント等において、環境意識の向上や電気自動車の普及啓発、防災の広報活動を目的とした電気自動車の展示及び実演による電気自動車から電力供給を行う場合は、必要に応じて協力を行うものとする。

- 2 前項の協力内容は、甲、乙及び丙の協議により、イベント等の都度、取り決めるものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、協定に係るプレスリリースその他外部への公表等は、あらかじめ他の当事者と公表内容等について協議するものとする。

(電気自動車等の情報提供)

第5条 乙及び丙は、電気自動車の普及促進に資する情報及び災害時に給電業務が遂行可能な電気自動車等の情報を、適宜甲に提供する。

(電気自動車を活用したサステナブルツーリズムの推進)

第6条 甲は、電気自動車を活用したサステナブルツーリズムを推進するため、上田市の主要な観光地に電気自動車で訪れた際に受けられる、電気自動車優遇策の実施に努めるものとする。

- 2 前項に伴い、甲、乙及び丙は、電気自動車優遇策を受けられる施設等及び電気自動車の充電スタンド設置場所の周知に努めるものとする。

(災害時対応の趣旨)

第7条 災害時において、大規模停電が発生するおそれがある場合に、甲が電気自動車を非常用電源として活用できる体制を整え、丙の協力を得て、電力不足が想定される甲指定の避難所等（以下「避難所等」という。）において、電気自動車から電力を供給すること（以下「電力供給」という。）により、住民の生命、身体及び財産を守るための基本的事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第8条 丙は、災害時において、避難所等が開設された場合、甲からの要請に基づき、次の事項について可能な範囲において協力するものとする。

- (1) 電気自動車の貸与
- (2) 電気自動車用充電スタンドの使用許諾

(協力の要請)

第9条 前条に規定する協力の要請は「災害時における協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- 2 丙は、甲の要請があった場合において協力をしたときは、甲に対し「災害時における支援活動報告書」（様式第2号）を提出するものとする。

（電気自動車の貸与）

第10条 丙は、丙の指定する日時及び場所で、第8条に基づき貸与可能な電気自動車（以下「貸与車両」という。）を甲に貸与し、原則として電力供給のため、甲に使用させるものとする。

- 2 丙は、電気自動車の貸与にあたっては、十分に充電された状態で貸与するよう努めるものとする。
- 3 甲が貸与車両を丙の指定する場所から甲の電力供給場所へ移動する場合は、甲の責任において行うものとする。

（電気自動車の貸与期間）

第11条 電気自動車の貸与期間は、原則として貸与開始日から1週間以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じて、その貸与期間を甲丙が協議して延長できるものとする。

（充電スタンドの使用許諾）

第12条 丙は、充電スタンドが使用可能な場合、甲に対して丙の指定する日時及び場所において、充電スタンドの使用を許諾するように努めるものとする。

- 2 前項に基づく使用許諾期間は、原則として貸与車両と同じ貸与期間とする。

（貸与車両の管理等）

第13条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、貸与車両を管理するものとする。なお、管理方法その他の取り扱いは、甲丙間が協議して取り決める。

- 2 甲は、充電スタンドを丙から提示される使用条件に従って使用するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中、貸与車両若しくは充電スタンドに故障又は紛失等があった場合、直ちに丙に通知するものとし、その対応について甲丙が協議して取り決めるものとする。
- 4 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、貸与車両若しくは充電スタンドを故障させ、又は貸与車両を滅失し、これにより丙に損害が生じたときは、丙に対しその損害を賠償するものとする。ただし、相互の責めに帰さない理由により貸与車両若しくは充電スタンドが故障し、又は貸与車両が滅失したときは、その責任について甲丙が協議し

て取り決めるものとする。

（事故時の対応）

第14条 甲は、貸与期間中、貸与車両に関する事故が発生した場合、直ちに事故現場における危険防止措置及び負傷者の救護措置を講じるとともに、丙に通知した上で、甲の費用負担と責任において、これをすべて解決するものとする。なお、当該事故に起因して乙又は丙に損害を与えた場合には、甲は当該損害を賠償する責を負うものとする。

（外部給電器の使用上の注意）

第15条 甲は、貸与車両に外部給電器を接続して使用（医療機器等への使用を含む）する場合、当該外部給電器の製造者が発行する保証条件を都度確認の上、使用するものとする。なお、当該外部給電器の使用に起因する事由により、甲が損害を被った場合であっても、乙及び丙は一切責任を負わないものとする。

（貸与車両の返却）

第16条 甲は、貸与車両を原状に復した上で（ただし、通常損耗を除く。）、丙に返却するものとする。なお、返却方法については、甲丙が協議して決定する。

（費用の負担）

第17条 この協定に基づく貸与車両及び充電スタンドの使用料については、原則無償とする。

（平時からの連携）

第18条 丙は、平時から甲との連携により、防災知識の普及啓発や備蓄の確保等丙の防災対策の推進を図るとともに、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

（連絡調整）

第19条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲、乙及び丙があらかじめ「連絡調整者名簿」（様式第3号）により指定した者が行う。なお、甲、乙及び丙は当該名簿により指定した者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(有効期間)

第 20 条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間の満了する日の 3 箇月前までに、甲、乙又は丙から何らの意思表示がないときは、有効期間は、さらに 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(譲渡制限)

第 21 条 甲、乙及び丙は、事前に他の当事者の書面による承諾を得ることなく、この協定から生ずるいかなる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し、又は担保の用に供してはならないものとする。

(協議)

第 22 条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、必要に応じて意見交換又は協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙それぞれが記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年12月9日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号
上田市
上田市長 土屋 陽一

乙 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
日産自動車株式会社
理事 後藤 収

丙1 長野県長野市川合新田3616の1
長野日産自動車株式会社
代表取締役社長 富田 信

丙2 長野県上田市材木町一丁目16番17号
日産プリンス長野販売株式会社
代表取締役社長 金井 正幸

宛

上 田 市 長

災害時における協力要請書

標記について、「電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定」第9条1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害発生日 年 月 日

2 災害の内容

3 使用開始希望日 年 月 日

4 電気自動車の貸与希望

	台数	備考（貸与を必要とする場所・期間等）
電気自動車	台	

5 充電スタンドの使用希望

	希望有無	備考（期間等）
充電スタンド		

6 担当者

所 属：
 役職・氏名：
 電 話 番 号：
 F A X 番 号：

7 その他の要請及び連絡事項等

年 月 日

上 田 市 長 宛

所 在 地
名 称

責任者名
電話番号

災害時における支援活動報告書

貴市からの要請により支援活動を実施したので、「電気自動車を活用した持続可能なまちづくりに関する連携協定」第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 支援活動の項目・内容等

2 期 間 年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

3 担 当 者

所 属： _____
役職・氏名： _____
電 話 番 号： _____
F A X 番 号： _____

4 備 考

年 月 日

連絡調整者名簿

企 業 ・ 団 体 名	上田市
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	
Eメールアドレス：	

企 業 ・ 団 体 名	日産自動車株式会社
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	
Eメールアドレス：	

企 業 ・ 団 体 名	長野日産自動車株式会社
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	
Eメールアドレス：	

企 業 ・ 団 体 名	日産プリンス長野販売株式会社
所 属：	
役 職：	
氏 名：	
勤務先電話：	
携 帯 電 話：	
Eメールアドレス：	

※この名簿に記載の個人情報、この協定に必要な範囲内でのみ利用されます。